

令和 8 年 7 月 2 2 日

土木部監理課	入札・契約G
担 当	庄田
内 線	5 0 2 3
外 線	076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

S S K管理システム（株） 能美市東任田町中 1 7 - 1

2 指名停止期間

令和 8 年 7 月 2 2 日 から 令和 8 年 8 月 2 1 日 まで（1 箇月）

3 指名停止事由

令和 6 年 1 0 月 3 0 日、S S K管理システム（株）の代表取締役が傷害の疑いで逮捕され、令和 7 年 1 月 2 5 日付けで傷害罪による罰金刑の略式命令を受けた。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第 2 第 1 7 号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第 2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 17 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 箇月以上 9 箇月以内